

○石垣市風景づくり条例施行規則

平成19年5月30日

規則第21号

改正 平成25年4月1日規則第12—3号

平成25年9月1日規則第16号

令和2年1月10日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、石垣市風景づくり条例(平成19年石垣市条例第18号。以下「条例」という。)の規定に基づき、その施行について必要な事項を定めるものとする。

(工作物)

第2条 条例第2条第5号の規則で定める工作物は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 垣、さく、へい、擁壁、防球ネットその他これらに類するもの
- (2) 煙突又はごみ焼却施設
- (3) パラボラアンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱、木柱その他送電又は通信に類するもの
- (4) 記念塔、電波塔、物見塔その他これらに類するもの
- (5) 彫像その他これに類するもの
- (6) 高架水槽その他これに類するもの
- (7) 汚水、廃水又は廃棄物を処理する施設その他これらに類する処理施設
- (8) メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設
- (9) アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設
- (10) 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設
- (11) 太陽光発電パネルその他これに類するもの
- (12) 風力発電施設
- (13) 自動車駐車施設
- (14) 開発行為に伴う橋梁、護岸、擁壁等の構造物
- (15) 自動販売機

(平25規則12—3・一部改正)

(景観計画検討に当たっての市民参画)

第3条 市長は、条例第10条に規定する景観計画を検討するための組織として市民検討会議を

設置する。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(規則で定める法人)

第4条 条例第14条の規則で定める法人は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 独立行政法人森林総合研究所
- (2) 独立行政法人国際農林水産業研究センター
- (3) 独立行政法人都市再生機構
- (4) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (5) 独立行政法人水資源機構
- (6) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (7) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
- (8) 独立行政法人勤労者退職金共済機構
- (9) 地方共同法人日本下水道事業団
- (10) 沖縄県住宅供給公社
- (11) 沖縄県土地開発公社
- (12) その他市長が必要と認める法人

(平25規則12—3・一部改正)

(届出対象行為)

第5条 条例第16条第3号に規定する樹木の伐採に関し届出を要する行為は、別表第1のとおりとする。

2 条例第16条第4号の規則で定める行為は、別表第2のとおりとする。

3 条例第16条第4号オの規則に定める行為は、次に掲げる夜間、屋外において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について照明を行う場合とする。

- (1) 一戸建て専用住宅以外の用途の建築物の外観及びその敷地内において、当該行為を行う場合
- (2) 商業用店舗の駐車場として屋外に設置する駐車場において、当該行為を行う場合
- (3) 立体駐車場及びそれに付随する物件の外観について、当該行為を行う場合

(平25規則12—3・一部改正)

(緑豊かな風景づくり指針)

第6条 条例第19条に規定する緑豊かな風景づくり指針(以下「指針」という。)においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 緑地の保全及び創出の基本方針、目標に関すること。
- (2) 緑地の保全及び創出の計画に関すること。
- (3) 緑地の保全及び創出の施策に関すること。
- (4) 緑地の保全及び創出の実現の方策に関すること。
- (5) 緑地の管理に関すること。

(植栽計画の届出)

第7条 条例第20条の規定による植栽計画の届出については、あらかじめ行為(変更)届出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による届出には、別表第3に掲げる図書を添付しなければならない。
- 3 市長は、前項の図書のほか、必要と認める図書の添付を求めることができる。
- 4 前3項の規定は、植栽計画の内容を変更する場合において準用する。

(風景づくり協定の締結等)

第8条 条例第22条第1項に規定する風景づくり協定の締結の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協定を締結する者が3人以上であること。ただし、新たな分譲宅地開発を行う場合の協定は、この限りでない。
- (2) 一定のまとまりのある隣接した土地の区域を対象としていること。
- (3) 協定に係わる土地所有者等すべての同意が得られていること。
- (4) 協定の有効期間が5年以上であること。

(風景づくり協定締結の申請)

第9条 条例第22条の規定による風景づくり協定を締結したとき、その代表者は、協定の内容を記載した風景づくり協定認定申請書(様式第2号)及び土地所有者等の風景づくり協定認定同意書(様式第3号)を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の風景づくり協定を認定したときは、協定の代表者に風景づくり協定認定通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 3 市長は、認定した風景づくり協定を風景づくり協定認定台帳に記載し、管理するものとする。

(風景づくり協定変更の届出)

第10条 風景づくり協定の変更については、協定を締結した土地所有者等すべての同意が得られていることを要件とする。

- 2 風景づくり協定を変更するときは、当該変更日の30日前までに、風景づくり協定変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による変更内容を認定したときは、風景づくり協定の代表者に風景づ

くり協定変更認定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

4 風景づくり協定を締結した土地所有者等のうち、3分の1以上の変更が生じた場合は、前2項の規定を準用する。

5 前条第3項の規定は、風景づくり協定変更について準用する。

(風景づくり協定廃止の届出)

第11条 風景づくり協定を廃止するときは、風景づくり協定を締結した土地所有者等の過半数の同意が得られていることを要件とする。

2 風景づくり協定の代表者は、当該協定を廃止するときは、廃止日の30日前までに、風景づくり協定廃止申請書(様式第7号)及び土地所有者等の風景づくり協定廃止同意書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による風景づくり協定の廃止を認定したときは、風景づくり協定の代表者に風景づくり協定廃止認定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

4 第9条第3項の規定は、風景づくり協定の廃止について準用する。

(協定項目に係る行為の通知)

第12条 条例第22条第1項に規定する風景づくり協定区域内で、土地所有者等が同条第3項に規定する建設行為等を行うときは、風景づくり協定区域内行為の確認書(様式第10号)により代表者に通知するものとする。ただし、災害等非常時に必要な応急措置として行う場合は、この限りでない。

2 前項の協定区域内行為の確認書の通知を受けた代表者は、当該建設行為等が協定事項に係る基準に適合しないと判断した場合、市長にその是正について協力を求めることができる。

(風景づくり学習会の開催)

第13条 市長は、条例第25条第1項の規定による学習会の年間カリキュラムを作成しなければならない。

2 市長は、前項の規定による学習会を開催する場合は、積極的に条例第29条に規定する風景づくりアドバイザー制度を活用するものとする。

3 学習会の開催を希望する市民及び事業者等は、風景づくり学習会等申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(審議会の組織)

第14条 条例第27条に規定する審議会は、委員12人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 関係機関及び団体の職員

(3) 市民

(4) 市職員

2 委員は、委嘱又は任命の根拠となった公職又は団体の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第15条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、議長を除く出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第14条第1項第2号及び第4号に係る委員は、やむを得ない事由により審議会の会議に出席できないときは、当該団体等に所属する者を代理人として選任し、その職務を行わせることができる。

5 前項の場合において、代理人が出席するときは、当該委員は代理出席届(様式第12号)を会長に提出しなければならない。

(平25規則16・一部改正)

(専門部会)

第17条 審議会に専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第18条 審議会の庶務は、建設部都市建設課において処理する。

(アドバイザーの委嘱)

第19条 条例第29条に規定する風景づくりアドバイザー(以下「アドバイザー」という。)は、都市計画、建築、構造、デザイン、造園、色彩等について知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(アドバイザーに対する説明等)

第20条 アドバイザーは、必要があると認めるときは、建築行為等又は風景づくり活動等の関係者に対して、その説明若しくは意見又は資料の提出を求めることができる。

(アドバイザーの報償)

第21条 アドバイザーの報償は、予算に定める範囲内で支給する。

(アドバイザーに係る庶務)

第22条 アドバイザーに係る庶務は、建設部都市建設課において処理する。

(風景づくり活動団体の認定)

第23条 条例第30条に規定する風景づくり活動団体は、次に掲げる活動を行っている団体とする。

(1) 緑の保全及び創出に関すること。

(2) 風景づくりの普及及び啓発に関すること。

(3) 風景づくりに関わる市民、事業者及び市との協働に関すること。

2 条例第30条に規定する風景づくり活動団体の登録を受けようとするときは、風景づくり活動団体登録申請書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の団体を認定し、登録をしたときは、当該団体に風景づくり活動団体登録通知書(様式第14号)により通知するものとする。

4 市長は、当該風景づくり活動団体を風景づくり活動団体台帳に記載し、管理するものとする。

(平25規則16・一部改正)

(団体登録内容の変更・解除の手続)

第24条 前条による登録を受けた団体が、登録を受けた内容を変更する場合又は登録の解除を申し出る場合は、風景づくり活動団体変更・解除申出書(様式第15号)により速やかに市長に申し出るものとする。

2 市長は、団体登録を解除する場合は、当該団体に風景づくり活動団体登録解除通知書(様式第16号)により通知するものとする。

3 前条第4項の規定は、風景づくり活動団体の変更又は解除について準用する。

(平25規則16・一部改正)

(登録の要件)

第25条 条例第32条に規定する要件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第30条各号に掲げるいずれかの団体であること。

(2) 活動内容が別表第4に掲げるものであって、風景づくりに寄与するものであると市長が判断できるもの

(3) 不特定多数の市民の参加・参画が可能であること。

(4) 代表者及び運営の方法が規約又は会則で定まっていること。

(助成等の申請)

第26条 条例第36条第2号に規定する助成等を受けようとするときは、風景づくり活動助成等申請書(様式第17号)により市長に申請を行うものとする。

2 条例第36条第2項第3号に規定する規則で定める行為は、別表第5に掲げるものとし、助成を受けようとするときは、石垣市赤瓦等助成金交付規程(平成4年石垣市訓令第7号)に基づき、申請を行うものとする。

(平25規則16・一部改正)

(高さの算定)

第27条 条例第38条に規定する高さの算定方法は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第6号の規定の例により算定するものとする。

(委任)

第28条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第12—3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第16号)

この規則は、平成25年9月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1(第5条関係)

(平25規則12—3・全改)

該当行為	樹種	要件
景観法 第16条第1項第1号 第16条第1項第3号 石垣市風景づくり条例 第16条第1項第1号 第16条第1項第2号 上記のいずれかに該当 する行為で	アカテツ イヌマキ ウメ オオバアコウ オオバユーカリ カユプテ カンヒザクラ ガジュマル	当該樹木の推定樹齢が20年以上のもの又は当該樹木の高さが5m以上のもの

	ギランイヌビワ クワノハエノキ ゴバンノアシ サキシマスオウノキ サキシマハマボウ シماغワ センダン タブノキ テリハボク デイゴ ハスノハギリ ハマザクロ ヒルギ フクギ マルバチシャノキ モモタマナ ヤエヤマコクタン ヤエヤマシタン ヤエヤマヤシ リュウキュウマツなどの内	
--	---	--

別表第2(第5条関係)

- | |
|---|
| (1) 物件の堆積期間が30日未満である場合
(2) 通常の港湾等の管理業務で物件を堆積する場合
(3) 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
(4) その他市長が必要でないとする行為 |
|---|

別表第3(第7条関係)

(平25規則12—3・一部改正、平25規則16・一部改正)

その1(建築物)

届出対象行為	添付すべき図書	
	名称	図示すべき事項(要件)
景観建築物の新築、増付	近見取図	(1) 方位、周辺の地理的条件(海や山の位置)が判

法第16条第1号	築、改築、若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え		別できる範囲である図であること。
			(2) 目印になる道路や公園等の公共施設の位置
		現況図	敷地内の現状が把握できる図 (例―樹木や塀などの有無)
		敷地内の配置(構成)図 (平面図)	主屋、附属屋、外構(塀、柵、生垣、池、芝、テラスなど)、駐車場など敷地内に設ける各施設等の配置の構成が判別できる図であること。
		敷地造成図	建築物が建築される場所及びその他の施設が設置される場所の土地造成状況や計画高さを示す図面 (例―縦断図・横断図)
		主屋や附属屋の屋根の形態意匠図 (立面図及び伏図)	形状、素材、色、出窓やパラペットなどの有無や構造が分かる図であること。
		主屋や附属屋の壁面(各部)の形態意匠図 (立面図)	(1) 形状、素材、色(アクセントカラーなどを用いる場合はその部分も含む。)を示すもの (2) 開口部、建築設備などの有無や構造、色などを示すもの
		主屋や附属屋の主要部2面以上の断面図	当該建築物の地盤面からの高さを示すもの
		外構平面図	柵の材料、仕上げ、高さの記入 植栽は木竹名を記入 有効空間の材料、仕上げ、面積及び敷地に対する割合の記入
		現況カラー写真	敷地の2方向以上から撮影(変更しようとする部分を必ず含むこと。)し、かつ、付近の状況が分かるような位置から撮影したもの
	建築物の外観を変更することとなる色彩の変更	付近見取図	(1) 方位、周辺の地理的条件(海や山の位置)が判別できる範囲である図であること。 (2) 目印になる道路や公園等の公共施設の位置
		現況図	敷地内の建築物、工作物、外構、植栽等の現在の

			状態を示す図
		変更する部分の意匠図 (立面図)	色彩の変更をしようとする部分に関し、形状、構造、素材、建築設備等の色(アクセントカラーを用いる場合はその部分も含む。)を示す図
		現況カラー写真	敷地の2方向以上から撮影(変更しようとする部分を必ず含むこと。)し、かつ、付近の状況が分かるような位置から撮影したもの

その2(工作物)

景観法第16条第1項第2号	工作物の新設、増築、改築、若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え	付近見取図	(1) 方位、周辺の地理的条件(海や山の位置)が判別できる範囲である図であること。 (2) 目印になる道路や公園等の公共施設の位置
		現況図	工作物を新設等しようとする敷地内の状況が把握できる図(例―建築物やその他の工作物の有無、外構や植栽の状況など)
		敷地内の配置(構成)図 (平面図)	当該工作物、その他の工作物、外構(塀、柵、生垣、池、芝、テラスなど)等の配置の構成が判別できる図であること。
		敷地造成図	工作物が建設される場所の土地造成状況や計画高さを示す図面(例―縦断図・横断図)
		工作物の形態意匠図 (立面図)	(1) 当該工作物の地盤面からの高さを示すもの (2) 形状、構造、材料、色などが分かるもの
		現況カラー写真	敷地の2方向以上から撮影(変更しようとする部分を必ず含むこと。)し、かつ、付近の状況がわかるような位置から撮影したもの
	工作物の外観を変更することとなる色彩の変更	付近見取図	(1) 方位、周辺の地理的条件(海や山の位置)が判別できる範囲である図であること。 (2) 目印になる道路や公園等の公共施設の位置
		現況図	工作物を新設等しようとする敷地内の状況が把握できる図(例―建築物やその他の工作物の有無、外構や植栽の状況など)
		変更する部分の意匠	色彩の変更をしようとする部分に関し、形状、構

	図 (立面図)	造、素材、建築設備等の色(アクセントカラーを用いる場合はその部分も含む。)を示す図
	現況カラー写真	敷地の2方向以上から撮影(変更しようとする部分を必ず含むこと。)し、かつ、付近の状況が分かるような位置から撮影したもの

その3(開発行為)

景 観 法 第 16 条 第1項 第3号	開発行為	付近見取図	(1) 方位、周辺の地理的条件(海や山の位置)が判別できる範囲である図であること。 (2) 目印になる道路や公園等の公共施設の位置
		位置図	(1) 開発区域の位置 (2) 周辺の土地利用及び地形の状況 (3) 周辺の道路、集落及び公共施設等の位置及び名称
		現況図	開発行為をしようとする区域内の状況が把握できる図(例―建築物やその他の工作物の有無、外構や岩石、樹種の状況など)
		設計説明書・工事概要書(3,000m ² 以上の場合)	沖縄県開発許可の手引き 様式(県規則)を準用する。
		土地利用(造成)計画 平面図	(1) 開発区域の境界 (2) 予定建築物、特定工作物等の敷地の形状及び規模 (3) 予定建築物、特定工作物等の用途及び配置 (4) 公共公益施設の位置及び形状 (5) 開発区域内に保全される森林及び新たに設けられる緑地の位置、形状及び面積 (6) 切土又は盛土をする土地の部分 (7) 区域内に設けるがけ・擁壁等の形状及び配置
		敷地縦横断面図	切土・盛土の状況を示すもの(高さ・土質・土量・勾配など)
		擁壁・がけ等断面図	がけ・擁壁の状況を示すもの(高さ・土質・勾配、

			構造・仕上げなど)
		予定建築物・特定工作物に関する図	本別表第3中その1(建築物)及びその2(工作物)に記載のある形態意匠図を準用する。
		植栽計画	(1) 概要 (2) 既存植生の保全及び利用計画 (3) 植栽ゾーニング図 (4) 植栽材料表 (5) 施工計画(土壌改良・表土利用・のり面施工など) (6) 管理計画 (7) 概算事業費 (8) その他必要な書類
		現況カラー写真	敷地の2方向以上から撮影(変更しようとする部分を必ず含むこと。)し、かつ、付近の状況が分かるような位置から撮影したもの

その4(その他の行為)

条例 第 16 条第 1項 第1 号	1 土地の造成その他一団の土地の形質の変更	付近見取図	(1) 方位、周辺の地理的条件(海や山の位置)が判別できる範囲である図であること。 (2) 目印になる道路や公園等の公共施設の位置
		現況図	当該行為をしようとする区域内の状況が把握できる図(例―建築物やその他の工作物の有無、外構や岩石、樹種の状況など)
		土地利用計画平面図	(1) 造成地内で保全される森林及び新たに設けられる緑地の位置、形状及び面積 (2) 切土又は盛土をする土地の部分 (3) 区域内に設けるがけ・擁壁等の形状及び配置
		縦横断図	変更前及び変更後の土地の形状が判断できるように記載すること。
		植栽計画	開発行為の記載内容と同じ
		現況カラー写真	敷地の2方向以上から撮影(変更しようとする部

			分を必ず含むこと。)し、かつ、付近の状況が分かるような位置から撮影したもの
条例第16条第1項第2号	2 土石、砂類の採取、鉱物の掘採	付近見取図	(1) 方位、周辺の地理的条件(海や山の位置)が判別できる範囲である図であること。 (2) 目印になる道路や公園等の公共施設の位置
		現況図	当該行為をしようとする区域内の状況が把握できる図(例―建築物やその他の工作物の有無、外構や岩石、樹種の状況など)
		施工計画	(1) 採取又は掘採する土石等の種類 (2) 目的 (3) 施工期間 (4) 施工面積及び寸法(長さ・幅・深さ) (5) 樹木伐採の有無 (6) 伐採樹木の概要(種類・高さ・本数) (7) 施工中の風景保全計画(遮蔽措置の有無・方法・期間) (8) 施工後の風景保全計画(埋め戻し後の保全や緑化に関すること、伐採する樹木の代償措置に関することなど)
		縦横断図	変更前及び変更後の土地の形状が判断できるように記載すること。
		現況カラー写真	敷地の2方向以上から撮影(変更しようとする部分を必ず含むこと。)し、かつ、付近の状況が分かるような位置から撮影したもの
条例第16条第1項第3号	3 樹木の伐採(法第16条第1項に該当する場合)	付近見取図	(1) 方位、周辺の地理的条件(海や山の位置)が判別できる範囲である図であること。 (2) 目印になる道路や公園等の公共施設の位置
		現況図	当該行為をしようとする区域内の状況が把握できる図(例―建築物やその他の工作物の有無、外構や岩石、樹種の状況など)
		施工計画	(1) 目的

			(2) 施工期間 (3) 樹木保全計画(伐採する樹木と保全する樹木を明確にすること。) (4) 伐採樹木の概要(種類・高さ・本数・把握できれば樹齢) (5) 施工中の風景保全計画(遮蔽措置の有無・方法・期間) (6) 施工後の風景保全計画(伐採する樹木の代償措置に関することなど)
		現況カラー写真	敷地の2方向以上から撮影(変更しようとする部分を必ず含むこと。)し、かつ、付近の状況が分かるような位置から撮影したもの
条例 第 16 条第 1項 第4 号	4 屋外の物件の 堆積	付近見取図	(1) 方位、周辺の地理的条件(海や山の位置)が判別できる範囲である図であること。 (2) 目印になる道路や公園等の公共施設の位置
		現況図	当該行為をしようとする区域内の状況が把握できる図(例―建築物やその他の工作物の有無、外構や岩石、樹種の状況など)
		行為概要	(1) 堆積の目的 (2) 堆積物件の種類 (3) 堆積の期間(日・月・仮置きなど) (4) 堆積の規模 ア 体積 イ 長さ ウ 奥行き エ 高さ (5) 堆積物を支える塀や囲い等の有無 (6) 堆積物の道路及び隣接地からの距離 (7) 堆積物の遮蔽の有無・方法
		現況カラー写真	敷地の2方向以上から撮影(変更しようとする部分を必ず含むこと。)し、かつ、付近の状況が分かるような位置から撮影したもの

(注) 添付図面で使用する縮尺は、説明内容が過不足なく図示できる範囲を含むものとし、

表示可能な図面については、縮尺を記入してください。

別表第4(第25条関係)

1	風景づくりの普及及び啓発に関すること。
2	風景づくりに関わる市民、事業者及び市との協働に関すること。

別表第5(第26条関係)

(平25規則12—3・全改)

助成措置	助成の要件	助成対象	助成する範囲	
赤瓦葺き工事費助成	1 赤瓦の新設及び葺き替えを原則とする。 2 赤瓦は、沖縄独特の在来瓦及び通称S瓦とすること。 3 施工する建築物は新增改築の別を問わない。	現に本市に居住する市民の建築物の赤瓦葺き工事	瓦葺き屋根面積	1m ² 単価3,000円以内 (上限50万円)
漆喰塗替え等修繕費助成	屋根面積により30m²以上の赤瓦を設置した漆喰の塗替え等を原則とする。 赤瓦は、沖縄独特の在来瓦及び通称S瓦を用いた建築物の漆喰の塗替え等とする。	現に本市に居住する市民の建築物の漆喰塗替え等工事	瓦葺屋根面積30m ² 以上の漆喰の塗替え等	1m ² 単価1,000円以内 (上限20万円)
石垣設置工事費助成	1 積み石は、琉球石灰岩とすること。 2 ブロック塀等への琉球石灰岩の石貼りも認める。 3 石垣の高さは概ね0.5m以上1.5m以下とすること。	現に本市に居住する市民の建築物に附属する石垣の設置工事	延長5m以上	3万円
			延長10m以上	5万円
生け垣設置費補助	植栽樹種は、風土に適したものとする。	現に本市に居住する市民の建築物に	延長5m以上	1万円

		附属する生け垣の 設置工事		
高架水槽の遮蔽 設備の設置費補 助	遮蔽設備の使用素材は、可 能な限り木質材とするこ と。	現に本市に居住す る市民の建築物の 高架水槽(新設、既 設を問わない。)		3万円

(第1面)

行為(變更)届出書

石垣市長 様

届出者 住所
氏名
電話 ()

署名又は記名押印
法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。

☐景観法第16条第1項
☐石垣市風景づくり条例第16条、第20条
☐石垣市自然環境保全条例第16条

}の規定に基づき関係図書を添付して届け出ます。

行為の目的 行為の場所	地名地番		石垣市		番地 他 筆		面 積		㎡		
	地 目		現況地目				施 工 面 積		㎡		
	用 途 地 域		☐ 用途地域内（名称： ） ☐ 無指定								
	他法令の地区 指定等の状況		農振法・農地法・森林法・自然公園法・風致地区 その他（ ） 公共投資の有無 ☐ 有 ☐ 無 公共投資の事業名								
	行為の期間		着手 年 月 日				完了 年 月 日				
届出内容の 照会先		住 所 氏 名 電 話									
		（ ）				FAX		（ ）			
基本風景域と 風景地区名称		☐ 自然風景域		☐ 八重の山並 ☐ サンゴの海浜 ☐ ヒルギの河口・湿地							
		☐ 農村風景域		☐ 農用地 ☐ 岡(むり) ☐ 集落							
		☐ 市街地景観域		☐ 伝統的町並み形成 ☐ 山並眺望形成 ☐ 臨海市街地 ☐ にぎわい漁港 ☐ わくわくみなと交流 ☐ 中心商業地 ☐ ふれあい近隣商業 ☐ 390バイパス沿道 ☐ シンボルロード沿道 ☐ 公共空間形成 ☐ 平得・真栄里・南大浜 ☐ 観音堂風景							

※行為の着手可能日		※ 年 月 日 (この期日は、景観法による着手可能日です。他法令の許認可等が必要な場合は、全てをクリアしてから着手してください。)	
※事前協議	※受理欄	※受付欄	(注意事項) 1 ※欄は記入しないでください。 2 提出部数は正・副1部ずつ、合計2部とします。
	※受理番号	※受付番号	

(第2面)

行為の種類	☐ 建築物	新築・増築・改築・移転・外観に係る修繕・外観に係る模様替 外観に係る色彩の変更
	☐ 工作物	新設・増築・改築・移転・外観に係る修繕・外観に係る模様替 外観に係る色彩の変更
	☐ 開発行為	区画の変更・形の変更・質の変更
	☐ 土地の形質の変更	切土・盛土・その他()
	☐ 鉱物の採掘	土石・砂類・その他()
	☐ 樹木の伐採	樹種() 樹齢(約 年) 樹高(m)
	☐ 物件の堆積	貨物コンテナ等・建築用資材類・廃棄物及び再生資源類 土砂、砂利類・その他()
	☐ 夜間の照明	建築物・駐車場・その他()

建築物の概要	主 要 用 途				構造	造一部造	
	最 高 の 高 さ		m		階数	地上階地下階	
	敷 地 面 積		m ²	有効空間の割合		%	
	建 築 面 積		届出部分 m ²	届出以外の部分 m ²		合計 m ²	
	延 べ 面 積		届出部分 m ²	届出以外の部分 m ²		合計 m ²	
	建 築 設 備		高架水槽 (□なし □遮蔽) その他の設備(□なし □遮蔽 □その他())				
	色彩の変更部分とその面積		面積 m ²				
	仕上材	屋 根		色 彩	屋 根		
		外 壁			外 壁		
工作物の概要	種 類						
	高 さ		m(地上からの高さ m)				
	構 造		造 一部造				
	築 造 面 積		届出部分 m ²	届出以外の部分 m ²		合計 m ²	
	敷 地 面 積		m ²				
	仕 上 げ 材				色彩		
	色彩の変更部分とその面積		面積 m ²				

(第3面)

開発行為の概要	開発区域の面積	m ²	緑地率	%
	行為後ののり面の最高の高さ	m		
	行為の目的	住宅 (区画) (最小区画面積 m ²) その他 ()		
	行為の内容	切土 (m ³) 盛土 (m ³) その他 ()		
土地の形質の変更の概要	敷地面積	m ²	行為面積	m ²
	行為後ののり面の最高の高さ	m		
	行為の目的			
	行為の内容	切土 (m ³) 盛土 (m ³) その他 ()		
鉱物の掘採の概要	敷地面積	m ²	行為面積	m ²
	行為の目的			
	行為の内容	採取量 (m ³) その他 ()		
樹木の伐採の概要	敷地面積	m ²	行為面積	m ²
	行為の目的			
	行為の内容			
	伐採率	%		
物件の堆積の概要	敷地面積	m ²	行為面積	m ²
	行為の目的			
	行為の内容			
の夜間照明の概要	行為の目的			
	行為の内容			

(注)1 行為の種類欄は、該当事項の□にレ、該当項目を○で囲んでください。

2 仕上材欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。

(例：日本瓦、波型スレート、小口タイル等)

3 色彩欄には、マンセル表色系を記入してください(色相、明度、彩度を記入)。

4 工作物の概要欄の高さについては、工作物を建築物の上部に設置しているときは屋根又は屋上からの高さ、工作物を建築物の側面に設置しているときは工作物そのものの高さを記入してください。

5 この届出書には、届出の根拠となる条例に規定されている添付図書を添付してください。

なお、石垣市風景づくり条例施行規則別表第3及び石垣市自然環境保全条例施行規則別表第1に掲げる図書のうち同一の図書は省略できます。

様式第2号(第9条関係)

(第1面)

風景づくり協定認定申請書

年 月 日

石 垣 市 長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

〔署名又は記名押印
法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

石垣市風景づくり条例第22条の規定により、下記の風景づくり協定についての認定を申請します。

記

協 定 の 名 称		
協 定 の 目 的		
協 定 の 対 象 と な る 区 域	区域面積：_____m ² ・ha (対象となる区域の地図等を書類の裏面に添付のこと。)	
代 表 者 氏 名		協定を締結する者の人数
		人
風景づくりに関する主な活動内容		
協定の有効期限	年 月 日～ 年 月 日(年間)	
協定の変更又は廃止の手続	石垣市風景づくり条例施行規則第10条、第11条による手続とします。 (特記事項)	

(第2面)

申請する協定において定める事項及びその内容
(1) 敷地、位置、規模、構造、用途、建築設備又は形態意匠に関する基準
(2) 工作物の位置、規模、用途又は形態意匠に関する基準
(3) 樹林地、草地等の保全又は緑化に関する事項
(4) 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置に関する基準
(5) 農用地の保全又は利用に関する事項
(6) その他良好な風景の形成に関する事項
記入上の注意 1 上記(1)～(6)の各内容について具体的に記述してください。 2 申請する協定区域内での建設行為等で確認書の提出を求める場合は、その確認事項の要件を第3面に記述してください。なお、確認書の提出が不要の場合は、記述の必要はありません。

(第3面)

代表者に通知する協定区域内における建設行為等の確認事項として、次のとおり定めます。

確 認 事 項 の 要 件	
項 目	基 準 、 規 模 等
(1)	
(2)	
(3)	
(4)	
(5)	

記入上の注意

基準、規模等にすべての建築物及び工作物が該当しない場合は、個々に具体的な数値を記入してください。

様式第3号(第9条関係)

風 景 づ く り 協 定 認 定 同 意 書

年 月 日

石 垣 市 長 様

風景づくり協定(名称) _____

氏 名	住 所	印

様式第4号(第9条関係)

風景づくり協定認定通知書

年 月 日

代表者 様

石垣市長 印

石垣市風景づくり条例施行規則第9条第2項の規定により、下記の風景づくり協定について認定したので通知します。

記

協 定 認 定 番 号		
協 定 の 名 称		
協 定 の 目 的		
協定の対象となる 区 域	区域面積： $\text{m}^2 \cdot \text{ha}$ (対象となる区域の地図等を書類の裏面に添付のこと。)	
代 表 者 氏 名		協定を締結する者の人数 人
風景づくりに関する 主 な 活 動 内 容		
協定の有効期限	年 月 日～ 年 月 日(年間)	

様式第5号(第10条関係)

風 景 づ く り 協 定 変 更 申 請 書

年 月 日

石 垣 市 長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

署名又は記名押印
法人にあっては、その主たる事務所の所在
地、名称及び代表者の氏名

石垣市風景づくり条例施行規則第10条の規定により、協定の変更を申請します。

記

認 定 番 号	
協 定 の 名 称	

変更の内容

変 更 前	変 更 後

様式第6号(第10条関係)

風景づくり協定変更認定通知書

年 月 日

代表者 様

石垣市長 印

石垣市風景づくり条例施行規則第10条第3項の規定により、下記の風景づくり協定の変更について認定したので通知します。

記

認 定 番 号	
協 定 の 名 称	

変更の内容

変 更 前	変 更 後

様式第7号(第11条関係)

風景づくり協定廃止申請書

年 月 日

石 垣 市 長 様

申請者 住 所
氏 名
電 話 ()

署名又は記名押印
法人にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

石垣市風景づくり条例施行規則第11条第2項の規定により、協定の廃止を申請します。

記

認 定 番 号	
協 定 の 名 称	
廃 止 予 定 年 月 日	

変更の内容

廃止の理由	
-------	--

様式第8号(第11条関係)

風景づくり協定廃止同意書

年 月 日

石 垣 市 長 様

認 定 番 号	
協 定 の 名 称	

氏 名	住 所	印

様式第9号(第11条関係)

風景づくり協定廃止認定通知書

年 月 日

代表者 様

石垣市長 印

石垣市風景づくり条例施行規則第11条第3項の規定により、下記の風景づくり協定を廃止したので通知します。

記

認 定 番 号	
協 定 の 名 称	

様式第10号(第12条関係)

(第1面)

風景づくり協定区域内行為の確認書

代表者 様

石垣市長 印

石垣市風景づくり条例施行規則第12条第1項の規定により、下記の協定区域内における次の行為についての確認書を通知します。

記

- 1 協定区域
- 2 協定区域内における行為の概要(別紙)

(別紙)

(第2面)

協定区域内における行為の概要

行 為 の 場 所		
行 為 の 種 類		
協定確認項目と当該行為の内容		
協定確認項目		当該建設行為の内容
項 目	基準、規模等	
記入上の注意 協定確認項目は、協定申請時に提出された様式第2号(第3面)の内容に基づき、該当するものを記述してください。		

様式第11号(第13条関係)

風景づくり学習会等申請書

石 垣 市 長 様

申請者 住 所
 氏 名
 電 話 ()

〔署名又は記名押印
法人にあっては、その主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

石垣市風景づくり条例施行規則第13条第3項の規定により、風景づくり学習会等の申請を
します。

開 催 予 定 日	
開 催 目 的	
開 催 予 定 場 所	
参 加 予 定 人 数	
備 考	

様式第 12 号（第 16 条関係）

代 理 出 席 届

年 月 日

石垣市景観形成審議会会長 様

委員名

印

石垣市風景づくり条例施行規則(平成19年石垣市規則第21号)第14条第1項第2号若しくは第4号に規定する職員を下記により指名しましたので、第16条第5項により届出します。

記

1. 代理出席者 職 名

氏 名

2. 理 由

様式第13号(第23条関係)

風景づくり活動団体登録申請書

年 月 日

石 垣 市 長 様

代表者 住 所
氏 名 ㊟
電 話 ()

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

石垣市風景づくり条例施行規則第23条第2項の規定により、風景づくり活動団体として下記のとおりに申請します。

風 景 づ く り 活 動 団 体 の 名 称	
構 成 員 及 び 代 表 者	
活 動 目 的	
活 動 内 容	
活 動 の 期 間 等	団体の発足 年 月 活動期間(定められている場合のみ) 年 月 日～ 年 月 日

様式第14号(第23条関係)

風景づくり活動団体登録通知書

代表者

様

石垣市長

印

石垣市風景づくり条例施行規則第23条第3項の規定により、下記の団体を認定します。

登 録 番 号	
風 景 づ く り 活 動 団 体 の 名 称	

様式第15号(第24条関係)

風景づくり活動団体変更・解除申出書

石垣市長

様

住 所

氏 名

㊟

電 話

()

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

石垣市風景づくり条例施行規則第24条第1項の規定により、下記の団体の登録内容を変更・解除を申し出ます。

風 景 づ くり 活 動 団 体 の 名 称	
登 録 番 号	

登録内容の変更の場合

団 体 の 名 称	
構 成 員 及 び 代 表 者	
活 動 目 的	
活 動 内 容	
活 動 の 期 間 等	団体の発足 年 月 活動期間(定められている場合のみ) 年 月 日～ 年 月 日
変 更 を し た 日	

様式第16号(第24条関係)

風景づくり活動団体登録解除通知書

代表者	様
-----	---

石垣市長 印

石垣市風景づくり条例施行規則第24条第2項の規定により、下記の団体の認定を解除します。

登 録 番 号	
風 景 づ く り 活 動 団 体 の 名 称	

様式第17号(第26条関係)

風景づくり活動助成等申請書

年 月 日

石垣市長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑤
電 話 ()
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

石垣市風景づくり条例第36条及び風景づくり条例施行規則第26条の規定により、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

助 成 等 の 種 類	☐ 風景づくり活動経費に対する一部助成 ☐ 風景づくり活動の実施に必要な材料、道具類の無償提供 ☐ 風景づくり活動の拠点となる場所の無償提供
助 成 等 の 目 的 及 び そ の 理 由	
助 成 等 が 必 要 な 具 体 的 内 容	

―添付書類―

- (1) 石垣市風景づくり条例に基づく風景づくり活動団体であることを証する書類
- (2) 助成等を必要とする活動内容を記した実施計画書(任意書式 ただし、サイズはA4)
- (3) その他市長が必要と認める書類

----- (課内記入欄) -----

受 付	回 覧				審査結果
	課長	係長	係員		
審 査 欄					
資格審査	実施計画	予算	その他		

(注)助成等の可否については審査結果を踏まえ申請者に通知します。

様式第1号(第7条関係)

(令2規則3・一部改正)

様式第2号(第9条関係)

(令2規則3・一部改正)

様式第3号(第9条関係)

様式第4号(第9条関係)

様式第5号(第10条関係)

(令2規則3・一部改正)

様式第6号(第10条関係)

様式第7号(第11条関係)

(令2規則3・一部改正)

様式第8号(第11条関係)

様式第9号(第11条関係)

様式第10号(第12条関係)

様式第11号(第13条関係)

(令2規則3・一部改正)

様式第12号(第16条関係)

(平25規則16・追加)

様式第13号(第23条関係)

(平25規則16・旧様式第12号繰下)

様式第14号(第23条関係)

(平25規則16・旧様式第13号繰下)

様式第15号(第24条関係)

(平25規則16・旧様式第14号繰下)

様式第16号(第24条関係)

(平25規則16・旧様式第15号繰下)

様式第17号(第26条関係)

(平25規則16・旧様式第16号繰下)